

# 決算関係資料について

この資料は、総務省からの照会に基づいて、県下全市町村及び一部事務組合を対象に平成17年度の財政状況を調査したものの一部を編集したもので、調査要領は次のとおりである。

## 一 調査日

普通会計、公営企業会計以外の公営事業会計 平成18年5月31日(出納閉鎖日)

法適用公営企業会計 平成18年3月31日現在

法非適用公営企業会計 平成18年5月31日(出納閉鎖日)

(ただし、施設及び業務の状況については平成18年3月31日現在)

## 二 調査団体の範囲

平成18年3月31日現在の市町村及び一部事務組合の全団体

## 三 会計の区分

### 1 普通会計

普通会計とは、公営事業会計以外の会計を総合して一つの会計としてまとめたものをいう。

### 2 公営事業会計

#### (1) 公営企業会計

公営企業会計とは、地方公営企業法の全部又は財務規定等を適用している事業並びに地方財政法施行令第12条に掲げる事業、有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業に係る会計をいう。

このうち地方公営企業法の全部又は財務規定等を適用している事業を法適用企業といい、それ以外を法非適用企業という。

ア 水道事業(簡易水道事業を除く。)

イ 工業用水道事業

ウ 交通事業(軌道事業、鉄道事業、自動車運送事業、船舶運航事業)

エ 電気事業

オ ガス事業

カ 簡易水道事業

キ 港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)

ク 病院事業

病院とは医療法第1条の5に規定する病床数20床以上の施設を有するものをいう。なお、国民健康保険事業会計の直診勘定に属する病床数20床以上の施設を有する病院については、同会計から分離して公営企業会計の病院事業として取り扱い、一般行政上の目的から経営しているもの、例えば大学付属病院、独立の伝染病院等で法非適用分については、病床数の如何にかかわらず、すべて病院事業として取り扱わないものである。

ケ 市場事業

コ と畜場事業

サ 観光施設事業(休養宿泊施設事業、索道事業(ロープウェイ、スキーリフト等)、その他観光事業)

シ 宅地造成事業(住宅用地造成事業、内陸工業用地等造成事業、流通業務団地造成事業、市街地再開発事業等)

ス 下水道事業(公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、流域下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、林業集落排水事業、簡易排水事業、小規模集合排水処理事業、特定地域生活排水処理事業、個別排水処理施設整備事業)

セ 有料道路事業

ソ 駐車場整備事業

タ 介護サービス事業(指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーション)

チ その他事業

(2) 国民健康保険事業会計

国民健康保険事業会計のうち、直診勘定に係る病床数20床以上の病院については、公営企業会計の病院事業として取り扱うものとする。

(3) 老人保健医療事業会計

老人医療事業会計とは、老人保健法により市町村が行う老人保健医療事業に係る会計をいう。

(4) 介護保険事業会計

介護保険事業会計とは、介護保険法により市町村が行う介護保険事業に係る会計をいう。ただし、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの5つの施設により介護サービスを提供する事業(地方自治法第244条の2に基づき「利用料金制」をとるものは除く。)については、公営企業会計の介護サービス事業として取り扱うものとする。

(5) 農業共済事業会計

農業共済事業会計とは、農業災害補償法により市町村が行う農業共済事業に係る会計をいう。

(6) 交通災害共済事業会計

交通災害共済事業会計とは、市町村が条例等により直接行う交通災害共済事業に係る会計をいう。

## 四 用 語

(1) 「翌年度へ繰り越すべき財源」とは、継続費通次繰越、繰越明許費、事故繰越、事業繰越及び支払繰延の措置により、翌年度に繰り越される財源をいう。

(2) 「実質収支」とは、本来当該年度(平成17年度)に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、繰越事業等を当該年度に執行し、または当該年度に発生した債務をその年度に履行したのものとして収支の結果をとらえるものであり、算式は次のとおりである。

$$\text{実質収支} = (\text{歳入} - \text{歳出}) - \text{翌年度へ繰り越すべき財源}$$

(3) 「単年度収支」とは、実質収支が前年度以前からの収支の累積であり、その中には前年度の実質収支が黒字赤字を問わず持ちこまれているため、この部分を除いて当該年度だけの収支結果をとらえるものである。

$$\text{単年度収支} = 17\text{年度実質収支} - 16\text{年度実質収支}$$

(4) 「実質単年度収支」とは、単年度収支結果に表われない当該年度の財源留保措置等の状況をとらえるもので、即ち当該年度の歳出に含まれている積立金(減債基金及び特定目的金への積立金は含まな

い。)及び公債費のうち地方債繰上償還金を黒字要素として加算し、当該年度の歳入に繰入金として含まれている積立金取崩し額(減債基金及び特定目的金の取崩し額は含まない。)を赤字要素として控除して、当該年度の歳入、歳出面にこれらの要素が仮に措置されなかったとした場合単年度収支が実質的にどうなったかを見るものである。

$$\text{実質単年度収支} = \text{単年度収支} + (\text{積立金} + \text{繰上償還金} - \text{積立金取崩し額})$$

- (5) 「標準財政規模」とは、標準的な一般財源の規模を示すもので次の算式による。

$$\text{標準財政規模} = (\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税等}) \times 100/75 + \text{地方譲与税等} + \text{普通交付税}$$

ここで 100/75 は、基準財政収入額への算入率で割り返して全体の額を算出することを意味し、譲与税等を控除した後加算するのは、これらはその収入見込額の全額が算入されているためである。

- (6) 「実質収支比率」とは、標準財政規模に対する実質収支額の割合を示すものである。

$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

- (7) 「公債費」とは、地方債の借入条件に従って毎年度、元金の償還及び利子の支払いに要する経費の総額であり、「公債費比率」とは、普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債の元利償還金、繰上償還金及び特定財源を控除し、地方債の通常元利償還に要する純一般財源をとらえるものである。

$$\text{公債費比率} = \frac{A - (\text{繰上償還金} + \text{特定財源} + B)}{(\text{標準財政規模} + D) - B} \times 100$$

A.....当該年度の普通会計に係る地方債元利償還金(転貸債分及び繰上償還分を除く。)

B.....普通交付税の算定において、災害復旧費、辺地対策事業債償還費、地域改善対策特定事業債等償還費、過疎対策事業債償還費、公害防止事業債(普通会計に属するものに限る)償還費、石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための地方債償還費、地方税減収補てん債償還費、地震対策緊急整備事業債償還費、地域財政特例対策債償還費、臨時財政特例債償還費(普通会計に属するものに限る)、災害復興等のための地方債利子支払額、財源対策債償還費、減税補てん債償還費、臨時税収補てん債償還費、合併特例債償還費、補正予算債償還費、公共事業等臨時特例債償還費、臨時財政対策債償還費及び原子力発電施設等立地地域振興債償還費として基準財政需要額に算入された公債費の額(一部事務組合の地方債(その元利償還金に係る当該一部事務組合を組織する地方公共団体の負担金として平成14年度以降に債務負担行為が設定され、当該債務負担行為に係る支出が公債費に準ずる債務負担行為に係る支出(施設整備費、用地取得費に相当するものに限る。))に算入されたものを除く。)に係るものを除く。)

D.....地方財政法第33条の5の2第1項に規定する臨時財政対策債発行可能額

- (8) 「公債費負担比率」とは、一般財源総額のうち公債費に充当された一般財源の割合を示すものである。

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費に充当された一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100$$

(9) 「起債制限比率」とは、次の算式による比率の過去3年間の平均をいう。

$$\text{起債制限比率} = \frac{A' - (\text{繰上償還金} + \text{特定財源} + B + C + E)}{(\text{標準財政規模} + D) - (B + C + E)} \times 100$$

A'.....次の、及びの額

当該年度の普通会計に係る地方債元利償還金(公営企業債及び繰上償還分を除く。)  
公債費に準ずる債務負担行為に係る支出(施設整備費、用地取得費に相当するもの  
に限る。)

五省協定・負担金等における債務負担行為に係る支出

B.....(7)のBに同じ

C.....普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費の額  
(普通会計に属する地方債に係るものに限り、一部事務組合の地方債その元利償還金に  
係る当該一部事務組合を組織する地方公共団体の負担金として平成14年度以降に債務  
負担行為が設定され、当該債務負担行為に係る支出が公債費に準ずる債務負担行為に  
係る支出(施設整備費、用地取得費に相当するものに限る。)に算入されたものを除く。)に  
係るものを除く。)

D.....(7)のDに同じ

E.....普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費に準  
ずる債務負担行為に係る支出

(10) 「実質公債費比率」とは、地方債協議制度への移行に伴い、新たに導入された指標であり、次の算式  
による比率に過去3年間に平均をいう。なお、この比率が18%以上の団体は引き続き許可制度下にお  
かれ、25%以上の団体は地方債の発行が制限される。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A'' + B') - (\text{元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源} + C')}{(\text{標準財政規模} + D) - C'} \times 100$$

A'' ...次の(ア)と(イ)の額 [ 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く) ]

(ア) (9)の の額から満期一括償還地方債の元金に相当する額(満期一括償還地方債の  
償還財源確保をするための減債基金への積立金)を除いた額

(イ) 地方財政法施行令第11条第1号の規定に基づく満期一括償還地方債の一年当たりの  
元金償還相当額(年度割相当額)及び減債基金積立不足額を考慮して算定した額

B'.....次の(ウ)、(エ)及び(オ)の額 [ 準元利償還金 = 地方債の元利償還金に準ずるもの ]

(ウ) 地方財政法施行令第11条2号の規定に基づく公営企業に対する公債費財源繰出  
金額

(エ) 一部事務組合等の公債費に対して支出した一般財源等額(地方債等の特定財源  
は除く)。ただし、臨時的なもの(繰上償還、買入償却等)に対する支出は除く。

(オ) 公債費に準ずる債務負担行為に係る支出。

C' .....次の(カ)から(コ)の額 [ 算入公債費の額 = 普通交付税の額の算定に用いる基準財政  
需要額に算入された地方債の元利償還金 ]

- (カ) (7)のBに同じ
- (キ) (9)のCに同じ
- (ク) 普通交付税の算定において、災害復旧費、辺地対策事業債償還費、地域改善対策特定事業債等償還費、過疎対策事業債償還費、公害防止事業債(普通会計に属するものに限る)償還費、石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための地方債償還費、地方税減収補てん債償還費、地震対策緊急整備事業債償還費、地域財政特例対策債償還費、臨時財政特例債償還費(普通会計に属するものに限る)、災害復興等のための地方債利子支払額、財源対策債償還費、減税補てん債償還費、臨時税収補てん債償還費、合併特例債償還費、補正予算債償還費、公共事業等臨時特例債償還費、臨時財政対策債償還費及び原子力発電施設等立地地域振興債償還費として、準元利償還金に係る基準財政需要額に算入された公債費の額を合算した額。
- (ケ) 普通交付税の算定において、準元利償還金に係る事業費補正に算入された基礎数値((カ)、(キ)、(ク)に係る準元利償還金に限る。)に算入率を乗じた額を合算した額。
- (コ) 密度補正(公営企業債の元利償還金を基礎として算入されたもの限り、病院事業債の病床割分、水道事業債の給水人口割分等については除く。)により、基準財政需要額に算入された公債費の額。なお、一般会計出資債の元利償還金を基礎として密度補正により基準財政需要額に算入された公債費があれば合わせた額。

D.....(7)のDに同じ

(11) 「経常収支比率」(普通会計)とは、財政構造の弾力性を測定するもので、次の算式による。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源総額} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

- (注) ・ 「経常経費充当一般財源」とは、経常的な経費に充当された一般財源であり、「経常一般財源総額」とは、経常的に収入された一般財源の総額である。
- ・ 公営企業会計における「経常収支比率」は、次の算式で求められ、企業の経営状況を示す(100%以上単年度黒字、100%未満単年度赤字)。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$